



2026年4月9日

各 位

会社名 古野電気株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 兼 CEO 古野幸男
コード番号 6814 (東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 兼 CFO 和田 豊
(TEL 0798-63-1017)

業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年4月9日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年5月21日開催予定の当社第75回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、中期的な経営計画目標の着実な達成を促し、当社の業績及び株式価値と当社取締役の報酬との連動性を高めるため、対象取締役に対して、予め定める一定期間（以下、「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式であって、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服するもの（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を交付する株式報酬制度として新たに導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2007年5月24日開催の当社第56回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額4億8千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含みません。）とし、また、2020年5月28日開催の当社第69回定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を5万株とすることについてご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の各報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記2. (3) にて定義されます。以下同じです。）につき3億円を上限として設定することにつき、株主の皆様

ご承認をお願いする予定です。ただし、対象期間は、複数の事業年度を対象とし、当該期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する方法を想定していることから、実質的には1事業年度あたり1億円を超えない範囲での支給といたします。

2. 本制度の内容

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、及び交付する譲渡制限付株式の数は確定しておりません。

また、金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(4)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(ご参考) 当初の業績評価期間

当初の業績評価期間は第76期事業年度から第78期事業年度(2026年3月1日～2029年2月28日)とする予定です。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各対象期間につき15万株を上限といたします。ただし、対象期間は、複数の事業年度を対象とし、当該期間にわたる職務執行の対価に相当する数を一括して支給する方法を想定していることから、実質的には1事業年度あたり5万株を超えない範囲での支給といたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

ただし、本制度に関する議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

(3) 交付要件等

- ① 当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算出方法を予め定めただうえで、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間開始日以降、最初に開催される当社定時株主総会開催日から業績評価期間満了日以降に最初に開催される当社定時株主総会開催日までの期間(以下、「対象期間」といいます。)中の勤務期間に応じて算定される数の譲渡制限付株式を、対象期間終了後に交付します。
- ② 本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡その他正当な理由により当社の取締役の地位から退任した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役(死亡により退任した場合には当該対象取締役の承継者となる相続人)に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

- ③ 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ④ 対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任した場合及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（取締役会において定めます。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて譲渡制限付株式は交付されません。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役（以下、「割当対象者」といいます。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとしたします。

① 譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限ります。）には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員に対しても、上記と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬を支給する予定です。

以 上